

第5章 自殺対策の方向性

第5章 自殺対策の方向性

1 基本施策

本市では、自殺対策として効果が確認されている6つの骨子を基本とする包括的な自殺対策プログラム（「久慈モデル」）に取り組み、様々な事業を実施してきました。

これまで取り組んできた一連の自殺対策を基本施策として位置づけ、引き続き推進します。

【自殺対策の基本となる6つの施策】

基本施策 1
地域におけるネットワークの強化

自殺対策は地域の課題であるという認識を関係団体等で共有し、それぞれが当事者意識をもって自殺対策を推進するため連携強化

基本施策 2
一次予防（住民全体へのアプローチ）

自殺対策を支える人材の養成・育成や自殺の実態等を知ってもらうことを目的とした普及啓発の推進

基本施策 3
二次予防
（自殺の危険性が高い人へのアプローチ）

自殺念慮を有する自殺の危険性が高い人の早期発見・早期介入及び相談体制の強化

基本施策 4
三次予防（自死遺族へのアプローチ）

自死遺族への適切な支援の推進

基本施策 5
精神疾患へのアプローチ

精神疾患への早期発見、早期介入及び継続した支援の推進

基本施策 6
職域へのアプローチ

勤労者のメンタルヘルスの不調の予防

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、健康問題、経済・生活問題、家庭問題等の様々な要因が関係していることから、それらの要因に働きかける支援体制の構築と地域づくりが必要です。

これまで、多くの関係機関が連携し、取り組んできましたが、今後も情報共有を図りながら連携の強化を進めます。

内 容	担当課	備考
地域におけるネットワークの強化		
【大船渡市中心の健康づくり推進連絡会の開催】関係機関で相互の連携を図るとともに、自殺対策計画の協議や計画の進捗状況の検証等、自殺対策を総合的に推進します。	地域福祉課	継続
【庁内組織体制の構築】自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の横断的な組織体制を築き、全庁的に取り組みます。	地域福祉課	新規
【関係機関の連携強化】様々な分野における支援策の連動・連携を更に強化するため、関係機関が開催する会議、研修等に積極的に参加します。	地域福祉課	継続

基本施策2 一次予防（住民全体へのアプローチ）

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の心情や背景は、理解されにくいという現状があります。自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切な行動であるということが、地域の共通認識となるよう普及啓発活動を進めるとともに、精神疾患に対する偏見を是正するための取組を推進します。

また、自殺対策を支える人材の養成・育成は、対策を推進する上での基盤となる重要な取組です。本市ではこれまでも自殺の危険性の高い人の早期発見と早期対応のため、ゲートキーパーを養成してきており、今後は更に自殺対策の支えとなる市民が増えるように取組を推進します。

本市の自殺者の原因・動機として、平成24年から平成28年までの5年間の累計で見ると、「健康問題」が最も多いことから、生活習慣病予防及び重症化予防等の健康づくり事業の取組を引き続き推進します。

内 容	担当課	備考
市民に対する講演会やイベント等の開催		
【講演会等の開催】精神疾患や心の健康づくりに関する講演会等を実施し、正しい知識の普及と、自殺対策に対する理解の促進を図ります。	地域福祉課	継続
【自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発事業の実施】9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に合わせた広報紙の活用や横断幕の設置等、自殺対策の周知と啓発に取り組みます。	地域福祉課	継続
自殺対策を支える人の人材養成・育成の実施		
【市職員向けゲートキーパー養成研修の実施】自殺の危険性を抱えた市民の早期発見、早期介入のため、窓口における各種相談対応や、税金、保険料等の徴収業務を担当する職員を対象に、自殺対策の説明及びゲートキーパー研修を実施します。	地域福祉課	継続
【専門者向けゲートキーパー養成研修の実施】保健、医療、福祉、労働等、様々な分野において相談、支援等を実施する機関や専門従事者を対象に、ゲートキーパー研修を実施します。	地域福祉課	継続
【市民向けゲートキーパー研修の実施】身近な地域で支え手となる市民を対象に、ゲートキーパー研修を実施し、地域における見守り体制の強化を図ります。	地域福祉課	拡充
健康づくりの推進		
【健康づくりの充実】生活習慣を見直し、市民が健康づくりに積極的に取り組むことができるよう、講演会や健康相談、各種検診等を充実させ、併せて重症化予防にも取り組めます。	健康推進課	継続

基本施策3 二次予防（自殺の危険性が高い人へのアプローチ）

本市ではこれまで、保健師等による精神保健相談や東日本大震災の被災者の心のケア、その他産後うつスクリーニングの実施等、精神疾患や自殺念慮を有する自殺の危険性が高い人の早期発見と早期介入に取り組んできました。今後も、相談体制の強化のほか、うつスクリーニングの実施や見守り支援を継続します。

内 容	担当課	備考
支援情報の周知		
【相談窓口の周知と連携】相談者の複数の悩みに対し、多分野の関係課や関係機関が、確実に支援相談窓口につなぐことができるよう、相談先情報を掲載したリーフレットを配布します。	地域福祉課	拡充
相談支援の強化		
【自殺の危険性の高い人の早期発見、早期介入】地域における健康相談や訪問の機会を活用し、うつ等の可能性のある人の早期発見と早期介入による個別支援に取り組めます。また、不安の強い妊婦や出産後間もない産婦についても、産後うつスクリーニングを実施し早期介入による個別支援に取り組めます。	健康推進課 地域包括ケア推進室 地域福祉課	継続

基本施策4 三次予防（自死遺族へのアプローチ）

本市ではこれまで、身近な人の自殺により苦しみや不安を感じている遺された親族や周囲の人に対して、訪問等の取組をしてきましたが、今後も引き続き、関係機関と連携し遺された親族や周囲の人の苦しみや不安に対する取組を推進します。

内 容	担当課	備考
支援情報の周知		
【相談窓口や支援情報の周知】市ホームページや広報紙、相談窓口等で自死遺族支援の情報周知を図ります。	地域福祉課	拡充
相談支援の強化		
【連携による相談支援の実施】自殺が起きた後の事後対応として、関係機関との連携により適切な支援に取り組めます。	地域福祉課	継続

基本施策5 精神疾患へのアプローチ

自殺者の多くは自殺直前には何らかの精神疾患と診断される状態にあるとされており、うつ、アルコール問題、統合失調症等の精神疾患患者へのアプローチは自殺対策において重要です。早期発見、早期介入が重要なほか、疾患の長期化、慢性化も多いことから、医療機関や相談機関等と連携を図り、個人やその家族に対する支援を継続します。

内 容	担当課	備考
支援情報の周知		
【相談窓口の周知】市ホームページや広報紙を活用して、精神疾患、心の健康等に関する相談窓口等の周知を図ります。	健康推進課 地域包括ケア推進室 地域福祉課	継続
相談支援の強化		
【当事者への支援】関係機関と連携し、当事者の創作活動等の社会参加支援の実施のほか、障がい福祉サービスの利用等、適切な支援に取り組みます。	地域福祉課	継続
【家族への支援】家族に対し精神疾患や障がい特性の理解促進を図るほか家族同士の分かち合いの場として、関係機関と連携し、家族教室を開催します。	地域福祉課	継続
【関係機関との連携強化】精神疾患を抱えている当事者や家族が抱えている課題に、ケア会議の開催や参加等、関係機関と連携した課題解決の取り組みを推進します。	地域福祉課	継続

基本施策6 職域へのアプローチ

本市ではこれまで、事業所等において健康教育等を実施してきましたが、今後は更に職域や関係機関との連携を進めます。

内 容	担当課	備考
ネットワークの構築		
【普及啓発事業の強化】広報紙等を活用し、働き盛り世代における健康問題と自殺対策を連動し普及啓発を図ります。	商工課 健康推進課 地域福祉課	拡充
【関係機関の連携強化】様々な分野における支援策の連動・連携を更に強化するため、関係機関が開催する会議、研修等に積極的に参加し、ネットワークの基盤整備を進めます。	商工課 健康推進課 地域福祉課	新規

本市の自殺の実態を踏まえた優先度の高い「高齢者」「生活困窮者」「働き盛り世代」「子ども、若者」に、「被災者」を加えた5つの対象群に対する取組を重点施策として推進します。

【自殺対策の重点となる5つの施策】

重点施策1 高齢者への対策	高齢者の孤立防止及び生きがいをもって生活できる地域づくりの取組
重点施策2 生活困窮者への対策	生活困窮者自立支援法による事業と連動した包括的な支援の取組
重点施策3 働き盛り世代への対策	関係機関との連携の推進
重点施策4 子ども、若者への対策	自殺の危険性の早期発見に努めるとともに、包括的な支援の推進
重点施策5 被災者への対策	生活環境の変化に伴うストレス対策、コミュニティの再生に向けた取組や孤立防止の取組

重点施策1 高齢者への対策

本市では、平成24年から平成28年の5年間の自殺者数に占める、80歳代自殺者数の割合は16.7%と全国を大きく上回り、また、60歳代以上の自殺者数の割合は45.8%と約半数を占めています。自殺の原因・動機については、健康問題が5割を占め、身体疾患に関する悩みとともに、生きづらさが加わる結果と考えられます。

高齢者の自殺の要因については、慢性疾患による継続的な心身の苦痛、ストレス、将来への不安のほか、身体機能の低下に伴った社会や家庭での役割喪失、家族に負担をかけることへの悩み、配偶者や友人の死などの喪失体験による悲嘆感情のほか、人間関係の希薄、更には介護疲れによるうつ病も多いとされています。

高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定にあたり実施したアンケート調査(65歳以上の介護認定を受けていない人と、要支援・要介護認定を受けて在宅で生活している人を対象)によると、うつ傾向に該当しているのが全体の49.8%、85歳以上では57.9%となっており、うつ傾向が自殺の要因として考えられます。

高齢者の自殺対策については、介護予防事業の充実を図るとともに、高齢者が孤立せず生きがいをもって生活できるよう、地域包括ケアシステムや地域福祉力の強化などの施策と連動した事業展開をしていく必要があります。

内 容	担当課	備考
高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進		
【社会参加と就労支援の促進】老人クラブやシルバー人材センター等の関係機関や地域助け合い協議会等と連携し、社会参加を促進します。高齢者が持つ知識・経験・技能を生かせる環境づくりと、地域ボランティア活動、趣味・サークル活動、高齢者の就業等の充実を推進します。	長寿社会課 地域包括ケア推進室	継続
介護予防・健康づくりの推進		
【関係機関と連携した介護予防と健康づくりの充実】市民の健康づくり、介護予防への意識を高め、自ら実践できるよう、関係機関との連携により介護予防事業等を充実させます。併せて介護予防の担い手となる市民の育成に取り組みます。	地域包括ケア推進室 健康推進課	継続
認知症施策の充実		
【認知症総合支援事業の推進】認知症の人と家族への支援体制を充実させるとともに、認知症予防と早期対応の重要性について市民への意識の醸成を図ります。併せて相談機関等を周知することにより、本人の不安と家族の介護負担の軽減に取り組みます。	地域包括ケア推進室	継続
地域での気づきと見守り体制の強化		
【相談対応と見守り体制の充実】民生委員をはじめとする関係機関との連携により、高齢者のアルコール、うつ、精神疾患、虐待等への相談対応を充実させるとともに、地域における見守り体制の促進を図ります。	長寿社会課 地域包括ケア推進室 地域福祉課	拡充

重点施策2 生活困窮者への対策

本市では、自殺者のうち無職者の割合は、平成24年から平成28年の5年間の状況を見ると70.8%で、自殺者数の約7割となっており、年金・雇用保険等生活者が41.7%、その他の無職者27.1%で、全国、県と比較すると自殺者数の割合が多い状況です。

生活困窮の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様な問題が複合的に関わっていることが多いとされています。

生活困窮者は地域からも孤立しがちであり、自殺の危険性が高いと考えられるため、生活困窮者自立支援法による事業と連動した包括的な支援に取り組みます。

内 容	担当課	備考
関係機関と連携した相談支援の推進		
【市民相談室事業の実施】市民の各種相談に応じ、問題解決のための適切な助言等を行い、必要に応じて関係機関につなげます。	市民環境課	継続
【消費生活センター事業の実施】消費生活、多重債務等の相談支援を実施し、必要に応じて弁護士相談や他の相談窓口につなぎます。	市民環境課	継続
【生活困窮者自立支援事業の実施】生活困窮者からの相談に対応し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援や就労準備支援等に取り組み、必要に応じて関係機関につなげます。	地域福祉課	拡充
【生活保護事務の実施】生活困窮者に必要な保護を行い、生活を保障するとともに、その世帯の課題を把握し必要に応じて適切な支援につなげます。	地域福祉課	継続

重点施策3 働き盛り世代への対策

本市では、平成24年から平成28年の5年間の自殺者のうち、30歳代と50歳代でそれぞれ10人、年代別自殺者の割合はそれぞれ20.8%と最も多くなっています。

平成26年経済センサス基礎調査によると、市内の事業所は、職場のメンタルヘルス対策として実施するストレスチェックが義務付けられていない従業員50人未満の小規模事業所が全体の97.2%を占めており、勤労者の73.0%が小規模事業所に勤務している状況にあります。

働き盛り世代は家庭、職場の双方で重要な位置を占め、心理的・社会的にも負担を抱えることが多い世代です。

心の健康に関する市民意識調査では、悩みやストレスを感じる問題について、「病気など健康の問題」が43.3%で最も多く、年代別では50歳代男性が59.1%となっています。

小規模事業所は、メンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけを推進します。

内 容	担当課	備考
ネットワークの構築（再掲）		
【普及啓発事業の強化】広報紙等を活用し、働き盛り世代における健康問題と自殺対策を連動し普及啓発を図ります。	商工課 健康推進課 地域福祉課	拡充
【関係機関の連携強化】様々な分野における支援策の連動・連携を更に強化するため、関係機関が開催する会議、研修等に積極的に参加し、ネットワークの基盤整備を進めます。	商工課 健康推進課 地域福祉課	新規

重点施策4 子ども、若者への対策

本市では、年齢別の死因において、30歳未満は「自殺」が第2位、30歳代では第1位となっており、平成24年から平成28年までの5年間に、20歳未満で自殺により死亡する案件がありました。

平成29年に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱では、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」ことが自殺対策の当面の重点施策に追加され、学校における「SOSの出し方に関する教育」の推進が明記されました。早い時期からの取組は、児童、生徒の現在における自殺予防だけでなく、将来の自殺の危険性を低減させることとなり、誰も追いつめられないことのない地域社会をつくっていく上で重要な取組です。児童、生徒や保護者等が抱え込みがちな、自殺の危険性の早期発見に努めるとともに、包括的な支援を推進します。

30歳代は結婚や妊娠、出産、育児といったライフイベントや、仕事においても責任のある役割を担う時期です。産後の心身の不調や育児不安等を抱える母親等に対しての相談支援体制の推進や、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる対策が必要です。

内 容	担当課	備考
相談支援の推進		
【相談窓口の周知】子ども、若者が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、大人や学校関係者に相談できるよう相談先情報の周知を強化します。	学校教育課 教育研究所 子ども課 健康推進課 地域福祉課	継続
【学校における相談支援の充実】様々な悩みを児童、生徒が安心して打ち明けることができるよう、学校の相談体制の充実を図り、教職員の資質向上のための研修を実施します。	学校教育課 教育研究所	継続
【地域における相談支援の強化】若者が抱える様々な問題（不登校、就労問題、人間関係、いじめ、ひきこもり、虐待等）に対し、相談支援機関との連携を強化し、課題解決に向けた取組を推進します。	学校教育課 教育研究所 子ども課 健康推進課 地域福祉課	継続
【妊産婦への相談支援の強化】妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、産婦に対し関係機関と連携し、相談支援の強化を図ります。	子ども課 健康推進課 地域福祉課	継続
児童、生徒のSOSの出し方に関する教育の推進		
【SOSの出し方に関する教育の実施に向けた環境づくり】SOSの出し方に関する教育の内容に関する検討とプログラムの策定を進めます。	学校教育課 教育研究所	新規
孤立防止の取組の推進		
【交流の場や居場所づくりの推進】生きづらさや自己肯定感が低い若者等で、孤立の危険性が高い人が、人とつながることができるよう、関係機関と連携し、交流の場や居場所づくりを推進します。	子ども課 健康推進課 地域福祉課	拡充

重点施策5 被災者への対策

本市は、東日本大震災により甚大な被害を受けており、震災遺族への支援や、被災者への生活環境の変化に伴うストレス対策やコミュニティの再生に向けた取組と同時に、孤立防止に対する取組が必要です。

内 容	担当課	備考
見守り・相談支援の取組		
【コミュニティ醸成の取組】災害公営住宅におけるコミュニティ醸成を推進することで、孤立防止や見守り体制の充実を図ります。	住宅公園課	継続
【家庭訪問、健康教育、健康相談事業の実施】災害公営住宅の入居者への家庭訪問や集会場等での健康教育、健康相談等の実施のほか、必要な支援につなぎます。	健康推進課	継続
遺族支援の取組		
【グリーフケア事業の実施】大切な人を亡くした人のグリーフ（悲嘆）について学び、理解を深めるためのグリーフケア・セミナーの開催や、遺族の分かち合いの場を提供します。	地域福祉課	継続

3 関連施策

自殺対策は、個人においても社会においても「生きることの阻害要因（過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等）を減らし、「生きることの促進要因（自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）」を増やす取組を行い、自殺の危険性を低下させることが必要です。

本市における既存事業のうち自殺対策と関連の深い様々な分野における取組を幅広く推進します。

- 関連施策一覧（施策別） ※ 平成 30 年度事業を掲載しています
 ※ 他の基本施策・重点施策にも該当します

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
1	大船渡市民生児童委員協議会運営事業	大船渡市民生児童委員協議会は、市内の8つの地区民生児童委員協議会により組織されており、その活動の円滑化を図るため運営費を助成するもの。	▼関係機関と連携しながら対応する。 ▼地域の様々な問題を抱える市民につながり、見守りを行う。	生活福祉部	地域福祉課
2	自殺対策緊急強化事業 ※基本2・3・4・5 重点5	岩手県の自殺率が全国で上位にあることから、パンフレットや健康づくり教室等で普及啓発活動を行い、自殺の予防を図る。	▼自殺予防に関して、市内の関係機関と連携しながら事業を行う。	生活福祉部	地域福祉課
3	大船渡市要保護児童対策地域協議会	様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、子どもが地域で安心して生活出来るように、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに適切な支援を行う。	▼関係機関と連携しながら対応する。 ▼関係機関が連携しながら、自殺予防にもつながる子どもの福祉の向上を推進する。	生活福祉部	子ども課
4	大船渡市ささえあい長寿推進協議会開催事業 ※重点1	高齢者福祉の向上及び介護保険事業の推進に関し、必要な事項を調査審議するため、大船渡市ささえあい長寿推進協議会を開催する。毎年の事業計画のほか、3年毎に策定する高齢者福祉計画・介護保険事業計画、施設整備に関する整備及び運営事業者等について協議を行う。	▼協議会の開催を通じて、関係機関が連携しながら、高齢者が生きがいをもって暮らせるよう、高齢者福祉の向上を推進する。	生活福祉部	長寿社会課
5	支えあいまちづくり事業 ※重点1	社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会に委託し、地域の支え合いに資するため各種相談等による介護・福祉ニーズの把握、セミナーの開催、ボランティア活動に関する養成研修、福祉活動の理解促進のための広報活動、一人暮らし高齢者を訪問する見守り活動、ひきこもり防止のためのふれあいサロン活動等を実施する。	▼各種相談や見守り活動、サロン活動等で独居や生活困窮者などの状況を把握し必要に応じて適切な支援先につなぎ、自殺予防を図る。 ▼ボランティア養成講座や各種セミナーにおいて、住民のメンタルヘルスについての知識を深め、自殺予防につなぐ。	生活福祉部	長寿社会課

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
6	総合相談事業 ※基本3 重点1	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域における関係者とのネットワークを構築しながら、相談窓口の設置や、高齢者の実態把握等を実施して、必要な支援やサービス、制度の利用につなげる。	▼高齢者の各種相談に対応し、適切なサービスや制度につなげる支援を行う。	生活福祉部	地域包括ケア推進室
7	地域ケア会議推進事業 ※重点1	地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進するため、多職種協働による個別事例の検討等を行う。	▼地域の高齢者が抱える問題を会議等で課題分析をし、個別の検討を通して高齢者が自立して生きるための地域における支援体制づくりにつなげる。	生活福祉部	地域包括ケア推進室
8	一般介護予防事業 ※重点1	高齢者の生活機能全般の改善、社会活動への参加、生きがいづくり、地域における住民主体の介護予防活動の支援を目的とし、各種介護予防教室の開催、支援を要する高齢者を早期に発見するための実態把握、住民主体の通い場の担い手となる介護予防ボランティアの養成等を行う。	▼住民の主体的な介護予防活動を支援する。 ▼各種事業を通じて要介護状態になっても生きがいや役割を持って生活できる環境づくりをするとともに、人と人とのつながりを通じて孤立化を防止し、地域での見守り体制を推進する。	生活福祉部	地域包括ケア推進室
9	健康づくり推進体制整備事業	健康づくりについての保健活動の推進体制を整備する。具体的には、①健康づくりに関する事項等を協議するため、健康づくり推進協議会(委員15人)設置要綱に基づき健康づくり推進協議会を開催する。 ②市委嘱の健康づくり推進員(128名)の打合せ会議及び研修会を開催する。	▼健康づくりに関する保健活動の推進に加えて、自殺予防に関する情報等も協議会で共有し、ネットワークを構築する。	生活福祉部	健康推進課
10	在宅当番医制運営事業	気仙地域の救急医療を確保するため、気仙医師会及び気仙歯科医師会に事業を委託する。気仙管内(大船渡市、陸前高田市、住田町のいずれか)の開業医療機関で毎休日(年末年始、盆を含む)に実施している。	▼医療と連携しながら、救急医療体制を整備することで、命を守る。	生活福祉部	健康推進課
11	教育委員会の会議と運営事業	教育委員会の会議と運営に関する事業。	▼教育現場でのメンタルヘルスの問題を取り上げ、共有し、自殺予防に関しても、関係機関が連携した取り組みを行う。	教育委員会事務局	生涯学習課
12	青少年健全育成推進事業	各種団体と連携して総合的に青少年の健全育成を図る。主な業務は、少年の主張大会の運営に参画するほか、各種イベント等の情報提供、参加者取りまとめなどである。	▼青少年の健全育成について各種団体と連携し、そのネットワークを自殺予防についても生かす。	教育委員会事務局	生涯学習課

基本施策2 一次予防(住民全体へのアプローチ)

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
13	男女共同参画市民意識啓発事業	男女共同参画の意識啓発講座の実施、市広報紙への関連記事の掲載、男女共同参画室ホームページの更新。	▼男女共同参画に関する啓発イベントや講座等に、自殺予防(生きることの包括的支援)に関する視点を取り入れる。 ▼自殺リスクの高いDV被害者等に対し、市広報等で相談窓口の周知を行う。	企画政策部	男女共同参画室
14	市民文化会館運営事業	市民の生涯学習の拠点となる施設を適切に管理・運営する。	▼施設を適切に運営し様々な団体・個人に利用してもらうことで、市民の交流や生涯学習の場、芸術文化に触れる機会を提供する。	企画政策部	市民文化会館
15	図書館運営事業	図書館の運営や施設管理に関する事業。	▼図書館情報提供の際に「生きること」「生きることへの支援」や「自殺予防」に関する図書を掲載し、自殺予防の啓発につなぐ。	企画政策部	図書館
16	図書館読書推進事業	読書活動の推進を通して、本や読書の大切さを広め、市民の教養や文化の向上を図る事業。	▼「生きること」「生きることへの支援」や「自殺予防」に関するコーナーを設置し、自殺予防の啓発につなぐ。	企画政策部	図書館
17	広報大船渡発行事業	市民に様々な行政情報を提供するため「広報大船渡」を発行する事業。	▼広報に「自殺対策強化月間」や「自殺予防週間」の特集やメンタルヘルスに関する情報を掲載し、自殺予防に効果的な啓発を行う。 ▼広報に各種相談会や交流等に関する情報を市民に提供することで自殺予防につなぐ。	企画政策部	秘書広報課
18	職員研修事業	職員に必要な専門知識、法令知識、実務などを習得するための研修を提供する事業。	▼職員研修(メンタルヘルス対策研修等)を通じて、自殺リスクの軽減を図る。	総務部	総務課
19	市民相談室 ※基本3 重点2	市民相談員として、市民の相談に応じ問題解決のための適切な助言又は関係機関への紹介をする。また、法律、登記、社会保険、税務、人権、行政などの専門的な知識を必要とする相談には、有資格者を特別相談員に依頼し、毎月特別相談日を設け、市民からの相談に対応する。	▼相談業務等により問題解決への専門的支援を行い、相談者の抱える様々な問題に気づく視点を持ち、必要な際には適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	市民環境課
20	消費者保護対策事業	市民の消費生活トラブルの防止、被害回復、消費者教育などを行うため、消費生活センターを設置し、相談業務及び消費者啓発業務を行う。		生活福祉部	市民環境課
21	国保保険給付事業(絶対的 necessary 給付)	国民健康保険被保険者にかかる保険給付のうち、義務的に給付する療養諸費。	▼申請受付業務の際に、市民が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼申請窓口相談先一覧等を配置し、相談先情報等の周知の機会とする。	生活福祉部	国保年金課

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
22	国保保険給付事業(相対的必要給付)	国保被保険者の世帯主に対し行う給付で、療養給付費等が絶対的必要給付であるのに対し、保険者に特別な理由がある場合に給付しないことができるものとして、位置づけられた相対的必要給付。	▼申請受付業務の際に、市民が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼申請窓口にご相談先一覧等を配置し、相談先情報等の周知の機会とする。	生活福祉部	国保年金課
23	重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害者の医療費を助成する事業(所得制限あり)。		生活福祉部	国保年金課
24	国民年金基礎年金等関係事務事業	国民年金市町村事務処理基準に基づき、国民年金の事務を適切に行う事業。		生活福祉部	国保年金課
25	子ども医療費助成事業	中学校卒業までの子ども(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の医療費を助成する事業(所得制限あり)。 受給者の保護者が支払った医療費を給付する。		生活福祉部	国保年金課
26	妊産婦医療費助成事業	妊娠5ヶ月から出産翌月までの妊産婦の医療費を助成する事業(所得制限あり)。 受給者が医療機関等に支払った医療費を給付する。		生活福祉部	国保年金課
27	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の父母と子、及び父母の無い子の医療費について助成を行う事業(所得制限あり)。 受給者が医療機関等に支払った医療費を給付する。		生活福祉部	国保年金課
28	寡婦、寡夫医療費助成事業 ※基本4	寡婦(寡夫)の医療費について助成を行う事業。(所得制限あり) 受給者が医療機関等に支払った医療費を給付する。		生活福祉部	国保年金課
29	後期高齢者医療制度総務管理事業 ※重点1	後期高齢者医療被保険者の資格管理及び医療給付申請受付業務		生活福祉部	国保年金課
30	国保診療所患者輸送車運行事業	交通機関のない地域へ患者輸送車を運行し、国保診療所を利用する患者への利便を図る。		▼交通機関のない地域で、患者輸送をすることで受診を支援し、生きる支援とする。	生活福祉部
31	綾里診療所運営事業	地域住民の医療の確保と健康の保持増進を目的とする事業。	▼診療の機会に市民の抱える様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼診療所に相談先一覧等を配置し、相談先情報等の周知の機会とする。	生活福祉部	国保年金課
32	越喜来診療所運営事業	地域住民の医療の確保と健康の保持増進を目的とする事業。		生活福祉部	国保年金課
33	吉浜診療所運営事業	地域住民の医療の確保と健康の保持増進を目的とする事業。		生活福祉部	国保年金課
34	歯科診療所運営事業	むし歯、歯周疾患患者の診療、指導及び乳幼児、児童の定期健診等の保健事業を行い、この行為に伴う診療収入により歯科診療所を運営していく。		生活福祉部	国保年金課

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
35	福祉推進員の委嘱事業 ※重点5	民生委員・児童委員を福祉推進員として市長が委嘱し、それぞれの担当地区において福祉思想の啓発を図る。	▼様々な活動により、市民の抱える様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	地域福祉課
36	大船渡市社会福祉協議会運営補助金事業 ※重点2・5	地域福祉ネットワーク事業やボランティア活動センターの運営など、社会福祉協議会で運営する業務を統括する。また、ボランティアの育成や各種団体の研修等を実施できるよう、総合福祉センター(盛町)の施設管理をする。		生活福祉部	地域福祉課
37	福祉灯油事業 ※重点2	県が実施する被災地福祉灯油等特別助成事業費補助金を活用し、「特例福祉灯油助成事業」として、低所得者世帯に助成券(地域商品券)を交付。	▼申請受付業務の際に、市民が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼申請窓口にご相談先一覧等を配置し、相談先情報等の周知の機会とする。	生活福祉部	地域福祉課
38	身体障害者福祉タクシー・福祉移送支援事業	在宅の重度身体障がい者等で、移動が困難な者に対し、タクシー料金の一部(基本料金分)を助成することにより、障がい者等の社会参加促進や通院等の便宜を図る。		生活福祉部	地域福祉課
39	軽度難聴者支援事業	聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けることができない程度の軽度難聴者に補聴器を給付する事業。		生活福祉部	地域福祉課
40	在宅重度障害者介護手当等給付事業 ※基本3	重度障がい者と同居して、常時その介護に従事している者に対して、在宅重度障害者介護手当を支給する。(所得税課税世帯及び介護保険対象者を除く)		生活福祉部	地域福祉課
41	身体障害者(児)補装具給付事業	身体障害者手帳を所持している方に対して、身体の失われた部位、損なわれた機能を代償・補完し、日常生活を容易にするとともに、就業を含めた社会参加を図るために義肢や装具等の費用の支給を行う。		生活福祉部	地域福祉課
42	自立支援医療給付事業	心身の障がいを除去又は軽減して日常生活を容易にするため、医療費の一部又は全部を支給する。		生活福祉部	地域福祉課
43	特別障害者手当等給付事業 ※基本3	精神または身体に常時特別な介護を要する程度の障がいのある者(児)で受給を希望する者(児)に手当を支給する。		生活福祉部	地域福祉課
44	在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業	在宅酸素療法が必要な者で、重度心身障害者(児)医療費助成の対象とならない者に、酸素濃縮器の電気代を助成する。		生活福祉部	地域福祉課
45	難病患者等日常生活用具給付事業	日常生活を支援するため、日常生活用具を給付することにより、居宅での療養生活の支援及び自立と社会参加の促進を図る。		生活福祉部	地域福祉課

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
46	地域生活支援事業	障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができることを目的し、各種サービスの提供や事業を実施。	▼申請受付業務の際に、市民が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼申請窓口相談先一覧等を配置し、相談先情報等の周知の機会とする。	生活福祉部	地域福祉課
47	自立支援給付事業	障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者に対し、介護給付費、訓練等給付費等を支給し、障がい者の自立を促す。		生活福祉部	地域福祉課
48	小災害見舞金支給事務 ※基本3 重点2	災害救助法の適用されない小災害や自然災害等により罹災した世帯に対して見舞金を支給し、失意にある者を励ますとともに、罹災者の復興の一助とする。	▼見舞金支給の際に、り災世帯が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	地域福祉課
49	障害者相談員設置事業	市内に身体、知的障害者相談員を設置し、電話や訪問による各種相談支援を行う。	▼身体・知的障害者相談員の相談の際に相談者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	地域福祉課
50	障害者団体運営費補助事業	障がい者福祉の向上に寄与する団体(大船渡市身体障害者協会、大船渡市知的障害者育成会)に対し運営費の助成を行う。	▼障がい者福祉の向上により、障がい者の生活の質が向上し、自殺リスクを下げる。	生活福祉部	地域福祉課
2	自殺対策緊急強化事業 ※基本1・3・4・5 重点5	岩手県の自殺率が全国で上位にあることから、パンフレットや健康づくり教室等で普及啓発活動を行い、自殺の予防を図る。	▼自殺予防に関する啓発を行う。 ▼心の健康づくりに関する知識の普及を行う。 ▼精神疾患に関する正しい知識の普及を行う。 ▼地域でのゲートキーパーの養成を行う。	生活福祉部	地域福祉課
51	出産祝金支給事業	出産、子育てに係る経済的な負担軽減を図るため、本市に在住し出産した方に対して「地域振興券」を支給する。	▼出産祝金の支給の際に相談先一覧等を配布することで、相談先情報等の周知の機会とすることができる。	生活福祉部	子ども課
52	保育の実施委託事業	保育所への入所が必要な児童について、民間保育所に委託するもの。	▼保育士は保護者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	子ども課
53	障害児通所支援事業	身体や知的に障がいのある児童や発達遅滞が見られる就学前児童に対し、児童発達支援事業「ひまわり教室」を開設し、早期療育を行い自立・発達を促すとともに、保護者に対する相談支援を行う。	▼申請受付業務やサービス利用の際に子どもやその保護者の状況を把握し、保護者の抱える様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼申請窓口相談先一覧等を配置し、相談先情報等の周知の機会とする。	生活福祉部	子ども課
54	大船渡市少年センター運営事業 ※重点4	福祉事務所に少年センターを設置し、専従の専任少年補導委員と、市内の防犯協会等から推薦されて委嘱している少年補導委員が、市内を巡回してパトロールと青少年の補導を行う。センターでは、電話や面談による相談を行う。	▼巡回や相談を行う中で、対象者が抱える様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	子ども課

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
55	児童手当給付事業	中学校3年生までの児童を養育する保護者及び施設事業者に対し、児童手当として支給する事業。	▼申請受付業務の際に、市民が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	子ども課
56	児童扶養手当給付事業 ※基本4	両親の離婚、死亡等により、ひとり親となった家庭等の生活の安定と自立を支援するため、一定の所得の範囲内で児童扶養手当を支給するもの。	▼申請窓口に相談先一覧等を配置し、相談先情報等の周知の機会とする。	生活福祉部	子ども課
57	母子家庭自立支援給付金事務	母子家庭の母又は父子家庭の父の経済的な自立を支援するため、自立支援教育訓練給付金を支給する。また、市が指定する資格(看護師、介護福祉士、保育士等)を取得するための教育訓練を受けた場合に高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給する。		生活福祉部	子ども課
58	特別児童扶養手当事務事業	障がい児の福祉の増進に寄与することを目的とする社会保障制度であり、また、社会保障制度の介護料的性質も持っており、県から委任され、手当支給に係る事務。	▼対象者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	子ども課
59	大船渡市シルバー人材センター補助金交付事業	高齢者の就業による社会参加と生きがいの充実を図り、もって高齢者の福祉の増進を目的に活動しているシルバー人材センターの運営を支援する。	▼会員が働く機会を得ることにより、生きがい、生活の安定、健康づくりにつなげる。	生活福祉部	長寿社会課
60	健康増進事業(健康診査関連事業) ※基本3	対象年齢の住民に対して受診票を配布し健診を実施。(受診意向のない場合は配布しない)	▼対象者である住民の受診時に、異常に気付く視点を持つことで、自殺予防を図る機会とする。	生活福祉部	健康推進課
61	健康増進事業(各種がん検診)	検診対象者である住民に対して、各種がん検診の受診票を送付する。		生活福祉部	健康推進課
62	健康教育事業	生活習慣病の予防その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図るための事業。	▼健康教育や教室の内容に、メンタルヘルスに関することも加え、心の健康や自殺予防の意識を高める。	生活福祉部	健康推進課
63	食生活改善料理教室事業	市民の健康保持・増進のために、望ましい食習慣の普及啓発を行う事業。	▼健康教育や教室の内容に、メンタルヘルスに関することも加え、心の健康や自殺予防の意識を高める。	生活福祉部	健康推進課

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
64	妊婦健康管理事業 ※基本3 重点4	妊娠の届出をした者に対し、母子健康手帳、妊婦一般健康診査受診票14枚及び子宮頸がん検診受診票1枚を交付。また、妊娠・出産・育児に関して正しい知識を普及するため、年7回パパママ教室を開催している。健康保険が適用されない特定不妊治療を受けている夫婦に対し、県で助成された方へ市の上乗せ助成事業を開始し、妊娠へ結びつくよう経済的負担軽減の支援をしている。「男性不妊治療」についても、新たに助成の対象とする。	▼妊産婦やそのパートナーのメンタル面への支援を行う。 ▼妊産婦やそのパートナー、不妊治療中の方の様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	健康推進課
65	乳幼児歯科保健事業 ※重点4	乳幼児の保育者に歯科保健の重要性を啓蒙し、日常生活の中で口腔衛生を保つために必要な知識の習得を目的に実施している。	▼歯の健康は生活状況を把握する重要な指標であり、保健事業実施の際に、様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	健康推進課
66	乳幼児健康診査事業 ※重点4	乳幼児の異常の早期発見と健康の保持増進を図るため実施。乳児期の健診は、委託医療機関での個別健康診査(1か月児・4か月児・10か月児健康診査)を無料で実施している。1歳6か月児・3歳児健康診査は、保健介護センターを会場に毎月各1回集団健康診査を行っている。	▼健診では、子どもや保護者の心身の不調や育児不安等を含め、様々な問題に気づく視点を持って関わり、必要に応じ相談を受け、適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	健康推進課
67	食生活改善推進員養成及び育成事業	食生活を基本とした市民の健康づくりを推進するため、地域においてボランティア活動を実践する食生活改善推進員の養成及び会員の育成を行う事業。	▼ボランティア活動の中で関わる人が抱える様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先へとつなぐ。	生活福祉部	健康推進課
68	感染症予防事業	予防接種法による定期的な予防接種及び、感染症法に位置づけられた結核検診・BCG予防接種について感染症予防事業の実施。	▼予防接種等の実施状況から、メンタルヘルスの問題が潜在していることに気づき、適切な支援先へとつなぐ。	生活福祉部	健康推進課
69	特定健康診査等事業	生活習慣病に関する健康診査を実施し、健康保持に努める必要があるものに対して保健指導を実施する事業	▼健康診査及び保健指導の中で、様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先へとつなぐ。	生活福祉部	健康推進課
70	母子保健事業 ※基本3 重点4	母性、乳児、幼児の健康保持と増進のため行われる事業(母子健康手帳の交付、母子保健指導、新生児・乳児・未熟児・妊産婦の訪問指導、妊産婦メンタルヘルスケア、養育医療)	▼妊娠・出産、その後の育児期までの支援において、様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼相談に来ることを待つだけでなく、支援者側から働きかけを行うことで、問題を抱えながらも支援につながっていない家庭を把握し、適切な支援につなぐ。	生活福祉部	健康推進課

事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
71 ジョブカフェ気仙支援事業 ※基本6 重点3・4	県、気仙2市1町、商工会議所等が共同で設置した就職支援センターである「ジョブカフェ気仙」に従事する職員を配置し、運営支援を行う。	▼ジョブカフェでの相談業務の際に、相談者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼窓口相談先一覧等を配置し、相談先情報等の周知の機会とする。	商工港湾部	商工課
72 住民票交付等窓口業務事業(三陸支所)	三陸支所における住民票等の交付、印鑑証明の発行業務を行う業務。	▼窓口業務の際に対象者が抱える様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	三陸支所	三陸支所
73 住民票交付等窓口業務事業(綾里)	綾里地域振興出張所における住民票等の交付、印鑑証明の発行業務を行う業務。		綾里地域振興出張所	綾里地域振興出張所
74 住民票交付等窓口業務事業(吉浜)	吉浜地域振興出張所における住民票等の交付、印鑑証明の発行業務を行う業務。		吉浜地域振興出張所	吉浜地域振興出張所
75 生涯学習実践事業 ※重点4	地域全体で子どもたちの健全育成を図る教育振興運動の普及、開発のため関係者研修会の開催、また、実践区の事業に対し補助金を交付する。	▼研修会等において、いのちに関することや心の健康に関することも取り上げ、意識向上を図る。 ▼研修会場内等に自殺予防に関するポスター等を掲示し啓発する。	教育委員会事務局	生涯学習課
76 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業 ※重点4	スクールガード配置事業、学校支援地域本部事業、事業評価検証委員会の開催。希望する市内各小中学校にスクールガード、地域コーディネーターを配置し、登下校時の児童生徒の安全確保と、地域ボランティアによる学校支援活動を行う。 主な業務は、スクールガード、地域コーディネーターの配置、活動実績報告の受付と謝金の支払、配置校との連絡調整。事業評価のための検証委員会を開催。	▼市内各小中学校のスクールガード、地域コーディネーターが児童・生徒・保護者と接するときに、対象者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	教育委員会事務局	生涯学習課
77 生涯学習のつどいの開催事業	毎年度1月下旬から2月中旬頃、市民文化会館、三陸公民館等において生涯学習関係者を集めた生涯学習推進のつどいを開催し、事例発表及び講演会等を通じて、生涯学習に関する理解を深め、普及・奨励を図る機会を提供している。	▼講演会等においていのちに関することや心の健康に関することも取り上げ、意識向上を図る。 ▼施設内に自殺予防に関するポスター等を掲示し啓発する。	教育委員会事務局	生涯学習課
78 生きがいセミナー開催事業 ※重点1	高齢者に対して、多様な学習機会を提供するとともに、生きがいを持ちながら学習活動を通じて修得した知識・技能を活用して積極的な社会参加ができるよう高齢者の資質、教養の向上を図る事業。事業の内容は、各地区の高齢者が運営委員会を組織し、講座開設の企画を行う。	▼様々な学習の機会に、メンタルヘルスに関するチラシ等を配布し、参加者自身や周囲の人の心の健康を意識する機会とする。 ▼学習の場を提供することで、人と交流し、地域での孤立化を防止する。	教育委員会事務局	中央公民館

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
79	乳幼児学級開催事業	子育てや親子関係に関する多様な学習機会を提供し、家庭教育力の向上を図る事業。 中央公民館で、育児に関する講義や親子参加講座、親の心のゆとりを目的とした実技講習などを行う。また、講座受講中は、託児ボランティアの協力を得て、受講生の子どもの託児を併設する。	▼様々な学習の機会に、メンタルヘルスに関するチラシ等を配布し、参加者自身や周囲の人の心の健康を意識する機会とする。 ▼学習の場を提供することで、人と交流し、地域での孤立化を防止する。	教育委員会事務局	中央公民館
80	市民講座開催事業	中央公民館・図書館・博物館が連携し、市民の学習要求に応じて、専門的分野に関する多様な学習機会を提供し、成人の資質・教養・文化の向上を図るもの。年6回程度。		教育委員会事務局	中央公民館
81	家庭教育学級開催事業	家庭や地域の教育的役割や現代的課題等に関する多様な学習機会を提供し、家庭と地域の教育力の向上を図る事業。	▼様々な学習の機会に、メンタルヘルスに関するチラシ等を配布し、参加者自身や周囲の人の心の健康を意識する機会とする。 ▼学習の場を提供することで、人と交流し、地域での孤立化を防止する。	教育委員会事務局	中央公民館
82	地域再生支援文化活動事業 ※重点5	東日本大震災によりコミュニティの再編等が進む中で、地域住民相互のコミュニケーション促進と生きがいづくりの一助とするため、生活に役立つ知識や文化・教養に関する多様な学習機会を提供し、住民の復興意欲の醸成を図る事業。		教育委員会事務局	中央公民館
83	青少年体験学習事業 ※重点4	小中学生を対象に学校や家庭では得難い体験活動の機会を提供する。年2回程度の事業を行う。	▼子どもを含めて、体験学習へ参加できる場を提供し、学校や家庭での孤立化を予防する。	教育委員会事務局	中央公民館
84	博物館教育普及事業	市民に対して、博物館資料や気仙地域の自然と文化を普及するための事業。 主な業務は、体験学習・自然観察、生涯学習相談・専門研究対応、各種実務体験(博物館実習・職場体験・社会体験等)の受入、学校教育との連携、博物館講座(市民講座)、小学生向け「博物館スクール」、博物館職員派遣、文化財収蔵庫一日公開など。	▼学習の場を提供することで、人と交流し、地域での孤立化を防止する。	教育委員会	博物館
85	幼児ことばの教室指導員配置事業 ※重点4	ことばに障がいがある幼児に対し、就学前の早期から、ことばの指導を行う事業。	▼子どもや保護者と接するときに、対象者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	教育委員会事務局	学校教育課
86	ことばの教室運営事業	盛小学校、越喜来小学校に併設している「ことばの教室」で、市内の小学生の言語検査を実施し、指導が必要な児童に対し、ことばの障がいの克服を図る通級指導や年2回の短期集中指導を行う事業。	▼子どもや保護者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	教育委員会事務局	学校教育課

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
87	少人数指導事業	30人以上の学級を有する多人数学級に非常勤講師を配置し、児童一人一人の実態に応じたきめ細かな指導(少人数指導)を施すことにより、基礎学力の定着を図る事業。	▼児童や保護者と接するときに、対象者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	教育委員会事務局	学校教育課
88	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 ※重点4	小学校児童の登下校時における安全確保をより一層図るため、防犯に関する知識を有する人をスクールガード・リーダーとして委嘱し、市内全小学校の巡回指導と安全管理評価を行う事業。また、「地域で子どもたちを守る」という意識の高揚を図ることを目的として、スクールガード養成講習会を開催する。	▼児童・生徒や保護者と接するときに、抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて学校等と連携しながら、適切な支援先につなぐ。	教育委員会事務局	学校教育課
89	特別支援教育支援員配置事業	学習障がい(LD)や注意欠陥多動性障がい(ADHD)、身体障がい等を有する児童・生徒が通常学級に通う場合、当該小・中学校に特別支援員を配置し、支援を要する児童生徒の安全確保や学習活動のサポートを行う。	▼児童・生徒や保護者と接するときに、抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	教育委員会事務局	学校教育課
90	緊急スクールカウンセラー等派遣事業 ※基本3 重点4	東日本大震災により災害救助法が適用された地域等において、被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー(に準じる者)を小中学校等へ派遣するなど、安心して学校生活を送ることができるように教育相談体制を整備するもの。	▼心のケアが必要な児童生徒に対し、小中学校等へスクールカウンセラー(に準じる者)を派遣し、安心して学校生活が送れるように支援する。 ▼子どもや保護者と接するときに、対象者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぎ、教職員・保護者等への助言等を行う。	教育委員会事務局	学校教育課

基本施策3 二次予防(自殺の危険性が高い人へのアプローチ)

19	市民相談室 ※基本2 重点2	市民相談員として、市民の相談に応じ問題解決のための適切な助言又は関係機関への紹介をする。また、法律、登記、社会保険、税務、人権、行政などの専門的な知識を必要とする相談には、有資格者を特別相談員に依頼し、毎月特別相談日を設け、市民からの相談に対応する。	▼相談業務等により、トラブルの解決への支援を行い、対象者が抱える様々な問題に気づき、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	市民環境課
2	自殺対策緊急強化事業 ※基本1・2・4・5 重点5	岩手県の自殺率が全国で上位にあることから、パンフレットや健康づくり教室等で普及啓発活動を行い、自殺の予防を図る。	▼悲嘆やうつリスクを抱える市民に向けての支援を行い、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	地域福祉課

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
40	在宅重度障害者 介護手当等給付 事業 ※基本2	重度障がい者と同居して、常時その介護に従事している者に対して、在宅重度障害者介護手当を支給する。(所得税課税世帯及び介護保険対象者を除く)	▼申請受付業務の際に、対象者やその家族等が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼申請窓口に相談先一覧等を配置し、相談先情報等の周知の機会とする。	生活福祉部	地域福祉課
43	特別障害者手当 等給付事業 ※基本2	精神または身体に常時特別な介護を要する程度の障がいのある者(児)で受給を希望する者(児)に手当を支給する。		生活福祉部	地域福祉課
48	小災害見舞金支 給事務 ※基本2 重点2	災害救助法の適用されない小災害や自然災害等により罹災した世帯に対して見舞金を支給し、失意にある者を励ますとともに、罹災者の復興の一助とする。	▼見舞金支給の際に、り災世帯が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	地域福祉課
91	生活保護実施事 業 ※重点2	生活に困窮する市民に対し、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を送るために扶助費(生活費、住居費、医療費、介護費、教育費など)を負担するとともに、その自立の助長を図る事業。	▼被生活保護者の扶助費を負担することにより、生きる支援(自殺対策)を行う。 ▼経済問題だけでなく、抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	地域福祉課
92	婦人保護運営対 策事業	母子、寡婦(夫と死別または離別した女子)、婦人保護等の相談業務を行う。	▼婦人保護に関わる問題の支援を行うとともに、抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	子ども課
93	家庭児童相談員 事業 ※重点4	18歳未満の児童を対象とし、複雑な家庭事情を抱える多種多様な問題に対し、児童相談所など関係機関と連携しながら、問題の解決を図る。	▼相談の対象である児童及びその保護者等の様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	子ども課
94	老人保護措置事 業 ※重点1	身体上、精神上、環境上、または経済上の事情等により、居宅での生活が困難で保護が必要な高齢者を養護老人ホームに入所措置する。	▼居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させることで対象者の命を守る。 ▼相談を通じ、対象者が抱える様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援につなげる。	生活福祉部	長寿社会課
6	総合相談事業 ※基本1 重点1	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域における関係者とのネットワークを構築しながら、相談窓口の設置や、高齢者の実態把握等を実施して、必要な支援やサービス、制度の利用につなげる。	▼高齢者の各種相談に対応し、適切なサービスや制度につなげる支援を行う。	生活福祉部	地域包括ケア 推進室
95	東日本大震災津 波被災地健康支 援事業 ※重点5	応急仮設住宅等に居住する被災者の健康増進を図るため、保健師、看護師等の専門職を公募し、臨時に雇用することにより、必要な支援と要支援者を把握し継続支援を行う。	▼被災者の状況に応じた支援や心のケアを行う。 ▼相談を通じて様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	健康推進課

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
96	被災者健康づくり サポート事業 ※重点5	長期にわたり応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている被災者及び災害公営住宅入居者を対象として、健康状態の把握や二次的健康被害を予防するため、保健指導、調理実習や栄養指導等の健康づくり事業を行うことにより、健康状態の悪化予防や健康不安の解消と住民同士の交流促進を図る。	▼被災者の状況に応じて健康づくりに関する心身両面のケアを行う。相談を通じて様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	健康推進課
64	妊婦健康管理事業 ※基本2 重点4	妊娠の届出をした者に対し、母子健康手帳、妊婦一般健康診査受診票14枚及び子宮頸がん検診受診票1枚を交付。また、妊娠・出産・育児に関して正しい知識を普及するため、年7回パパママ教室を開催している。健康保険が適用されない特定不妊治療を受けている夫婦に対し、県で助成された方へ市の上乗せ助成事業を開始し、妊娠へ結びつくよう経済的負担軽減の支援をしている。「男性不妊治療」についても、新たに助成の対象とする。	▼妊婦やそのパートナーのメンタル面への支援を行う。 ▼妊婦やそのパートナー、不妊治療中の方の様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	健康推進課
70	母子保健事業 ※基本2 重点4	母性、乳児、幼児の健康保持と増進のため行われる事業。(母子健康手帳の交付、母子保健指導、新生児・乳児・未熟児・妊産婦の訪問指導、妊産婦メンタルヘルスケア、養育医療)	▼妊娠・出産、その後の育児期までの支援において、対象者が抱える様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼相談に来ることを待つだけでなく、支援者側から働きかけを行うことで、問題を抱えながらも支援につながっていない家庭を、適切な支援につなぐ。	生活福祉部	健康推進課
60	健康増進事業 (健康診査関連事業) ※基本2	対象年齢の住民に対して受診票を配布し健診を実施。(受診意向のない場合は配布しない)	▼対象者である住民の受診時に、異常に気付く視点を持つことで、自殺予防をはかる機会とする。	生活福祉部	健康推進課
97	教育相談員配置事業 ※重点4	学校と家庭との連携を図りながら、不登校をはじめ問題行動のある児童生徒に対し、専門的な立場から指導助言を行う事業。	▼不登校をはじめ問題行動のある児童生徒に対し、専門的な立場から指導助言を行い、対象児や保護者に相談できる場を提供する。 ▼児童・生徒や保護者の抱える様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼教育相談員への研修により、教育現場で起きる命にかかわる様々な問題への対応能力を向上する。	教育委員会事務局	学校教育課
98	心の教室相談員配置事業 ※重点4	学校をはじめ、日常生活を送るうえで中学生が抱える心の悩みに適切に対処するため、中学校全校に「心の教室相談員」を配置する事業。	▼中学生に心の悩みを相談できる場を提供する。 ▼相談の際に、中学生が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	教育委員会事務局	学校教育課

事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
90 緊急スクールカウンセラー等派遣事業 ※基本2 重点4	東日本大震災により災害救助法が適用された地域等において、被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー(に準じる者)を小中学校等へ派遣するなど、安心して学校生活を送ることができるように教育相談体制を整備するもの。	▼心のケアが必要な児童生徒に対し、小中学校等へスクールカウンセラー(に準じる者)を派遣し、安心して学校生活が送れるように支援する。 ▼子どもや保護者と接するときに、対象者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じ適切な支援先につなぎ、教職員・保護者等への助言等を行う。	教育委員会事務局	学校教育課

基本施策4 三次予防(自死遺族へのアプローチ)

28 寡婦、寡夫医療費助成事業 ※基本2	寡婦(寡夫)の医療費について助成を行う事業。(所得制限あり) 受給者が医療機関等に支払った医療費を給付する。	▼申請受付業務の際に、市民が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼申請窓口相談先一覧等を配置し、相談先情報等の周知の機会とする。	生活福祉部	国保年金課
2 自殺対策緊急強化事業 ※基本1・2・3・5 重点5	岩手県の自殺率が全国で上位にあることから、パンフレットや健康づくり教室等で普及啓発活動を行い、自殺の予防を図る。	▼相談を受けるとともに、市民が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	地域福祉課
56 児童扶養手当給付事業 ※基本2	両親の離婚、死亡等により、ひとり親となった家庭等の生活の安定と自立を支援するため、一定の所得の範囲内で児童扶養手当を支給するもの。	▼申請受付業務の際に、市民が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼申請窓口相談先一覧等を配置し、相談先情報等の周知の機会とする。	生活福祉部	子ども課

基本施策5 精神疾患へのアプローチ

2 自殺対策緊急強化事業 ※基本1・2・3・4 重点5	岩手県の自殺率が全国で上位にあることから、パンフレットや健康づくり教室等で普及啓発活動を行い、自殺の予防を図る。	▼精神疾患に関する正しい知識の普及を行う。 ▼精神疾患に関する相談を受けるとともに、必要に応じて、適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	地域福祉課
99 認知症総合支援事業 ※重点1	地域で認知症の人と家族を支える体制を構築していくため、認知症地域支援推進員を配置し、相談支援、認知症予防教室や講演会等による普及啓発、認知症サポーター養成講座等を実施する。	▼認知症に関する正しい知識の普及を行い、地域で認知症の人と家族を支える体制を構築していく。 ▼認知症に関連する相談に対応するとともに、必要に応じて、適切なサービスや制度につなげる支援を行う。	生活福祉部	地域包括ケア推進室

基本施策6 職域へのアプローチ

71 ジョブカフェ気仙支援事業 ※基本2 重点3・4	県、気仙2市1町、商工会議所等が共同で設置した就職支援センターである「ジョブカフェ気仙」に従事する職員を配置し、運営支援を行う。	▼ジョブカフェでの相談業務の際に、相談者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼窓口相談先一覧等を配置し、相談先情報等の周知の機会とする。	商工港湾部	商工課
----------------------------------	--	--	-------	-----

重点施策1 高齢者への対策

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
29	後期高齢者医療制度総務管理事業 ※基本2	後期高齢者医療被保険者の資格管理及び医療給付申請受付業務	▼後期高齢者の命を守るために、医療制度を管理する。 ▼申請受付業務の際に、高齢者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼申請窓口に相談先一覧等を配置し、相談先情報等の周知の機会とする。	生活福祉部	国保年金課
4	大船渡市ささえあい長寿推進協議会開催事業 ※基本1	高齢者福祉の向上及び介護保険事業の推進に関し、必要な事項を調査審議するため、大船渡市ささえあい長寿推進協議会を開催する。毎年の事業計画のほか、3年毎に策定する高齢者福祉計画・介護保険事業計画、施設整備に関する整備及び運営事業者等について協議を行う。	▼協議会の開催を通じて、関係機関が連携しながら、高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、高齢者福祉の向上を推進する。	生活福祉部	長寿社会課
5	支えあいまちづくり事業 ※基本1	社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会に委託し、地域の支え合いに資するため各種相談等による介護・福祉ニーズの把握、セミナーの開催、ボランティア活動に関する養成研修、福祉活動の理解促進のための広報活動、一人暮らし高齢者を訪問する見守り活動、ひきこもり防止のためのふれあいサロン活動等を実施する。	▼各種相談や見守り活動、サロン活動等で独居や生活困窮者などの状況を把握し必要に応じて適切な支援先につなぎ、自殺予防を図る。 ▼ボランティア養成講座や各種セミナーにおいて、住民のメンタルヘルスについての知識を深め、自殺予防につなぐ。	生活福祉部	長寿社会課
100	敬老会開催補助金交付事業	明るい長寿社会の推進を目的として、市内の各地区公民館及び社会福祉法人で開催する敬老会の開催経費を助成し、円滑な運営を支援する。	▼敬老会を円滑に開催できるよう支援することにより、これまでの社会の発展に寄与してきた労をねぎらい、長寿を祝福し、さらなる長寿への励みとしてもらう。	生活福祉部	長寿社会課
94	老人保護措置事業 ※基本3	身体上、精神上、環境上、または経済上の事情等により、居宅での生活が困難で保護が必要な高齢者を養護老人ホームに入所措置する。	▼居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させることで対象者の命を守る。 ▼相談を通じ、対象者が抱える様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援につなげる。	生活福祉部	長寿社会課
101	老人クラブ育成補助金交付事業	明るい長寿社会を推進するため、各単位老人クラブ及び老人クラブ連合会が行う、社会奉仕活動、友愛活動、世代間交流等、自らの生きがいを高める事業や健康づくり事業について活動を支援する。	▼高齢者の生きがいや健康づくりを高める事業を実施し、高齢者や地域住民の意識の向上につなぐ。	生活福祉部	長寿社会課
102	訪問理美容サービス助成支援事業	心身の障がい及び疾病等の理由により寝たきり等の状態にあり、理美容院に出向くことが困難な高齢者が、在宅訪問による理美容サービスを利用した場合、料金の一部を助成する。	▼理美容院等に出向くことが困難な高齢者を理美容サービスにつなげることで、衛生面の向上や生きがいに資する。 ▼高齢者が抱えている様々な問題に気づく契機とし、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	長寿社会課

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
103	介護予防の任意事業	高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送れるよう、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、高齢者及び介護する者等に対し、ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業、成年後見制度利用支援事業、家族介護用品支給事業等を実施する。	▼高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送れるよう高齢者や介護者へ支援を行い、対象者が抱える様々な問題を察知し、ニーズに即した適正なサービスや機関につなぐ。	生活福祉部	長寿社会課
104	介護予防ケアマネジメント事業	基本チェックリスト該当者および要支援1・2の認定者のうち、アセスメント等により通所型サービス・訪問型サービスのみの利用となった者に対し、適切なケアプランを作成し、プランに沿ったサービスの調整や関係機関との連絡調整を行う。	▼本人や家族等の情報からアセスメントし、ADL状況だけでなく対象者が抱えている様々な問題に対して適切な支援を行う。	生活福祉部	地域包括ケア推進室
8	一般介護予防事業 ※基本1	高齢者の生活機能全般の改善、社会活動への参加、生きがいづくり、地域における住民主体の介護予防活動の支援を目的とし、各種介護予防教室の開催、支援を要する高齢者を早期に発見するための実態把握、住民主体の通い場の担い手となる介護予防ボランティアの養成等を行う。	▼住民の主体的な介護予防活動を支援する。 ▼各種事業を通じて要介護状態になっても生きがいや役割を持って生活できる環境づくりをするとともに、人と人とのつながりを通じて孤立化を防止し、地域での見守り体制を推進する。	生活福祉部	地域包括ケア推進室
6	総合相談事業 ※基本1・3	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域における関係者とのネットワークを構築しながら、相談窓口の設置や、高齢者の実態把握等を実施して、必要な支援やサービス、制度の利用につなげる。	▼高齢者の各種相談に対応し、適切なサービスや制度につなげる支援を行う。	生活福祉部	地域包括ケア推進室
105	権利擁護事業	権利擁護等の支援が必要な高齢者に、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用促進を図るとともに、ニーズに即した適正なサービスや機関につなぐなどの支援を行う。	▼権利擁護等の支援が必要な高齢者が抱える様々な問題やニーズに対応した適正なサービスや機関につなぐ。	生活福祉部	地域包括ケア推進室
106	生活支援体制整備事業	生活支援・介護予防サービスの体制整備を図るため、地域包括ケア推進本部会議、市地域助け合い協議会、地域助け合い創出研究会、生活支援コーディネーター等情報連絡会の開催、並びに地区版地域助け合い協議会への業務委託等を行う。	▼地域の高齢者が安心して生活できるように、生活支援・介護予防サービスの体制整備を行う。	生活福祉部	地域包括ケア推進室
107	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護を一体的・効果的に提供するため、関係機関と連携し、退院後の在宅復帰への支援、再入院の防止等に取り組む。	高齢者が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的・効果的に提供できる体制整備を行う。	生活福祉部	地域包括ケア推進室

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
99	認知症総合支援事業 ※基本5	地域で認知症の人と家族を支える体制を構築していくため、認知症地域支援推進員を配置し、相談支援、認知症予防教室や講演会等による普及啓発、認知症サポーター養成講座等を実施する。	▼認知症に関する正しい知識の普及を行い、地域で認知症の人と家族を支える体制を構築していく。 ▼認知症に関連する相談に対応するとともに、必要に応じて、適切なサービスや制度につなげる支援を行う。	生活福祉部	地域包括ケア推進室
7	地域ケア会議推進事業 ※基本1	地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進するため、多職種協働による個別事例の検討等を行う。	▼地域の高齢者が抱える問題を会議等で検討・課題分析をし、個別の検討を通して高齢者が自立して生きるための地域における支援体制づくりにつなげる。	生活福祉部	地域包括ケア推進室
108	後期高齢者保健事業	後期高齢者の生活習慣病を早期に発見して、重症化の予防を図る。	▼後期高齢者の健康の保持増進により、自殺を予防するとともに、様々な情報を把握することで、抱える問題等を察知し支援につなぐ。	生活福祉部	健康推進課
109	後期高齢者歯科健康診査	前年度75歳になった大船渡市の被保険者を対象に、岩手県後期高齢者医療広域連合と共同で実施する歯科健康診査。		生活福祉部	健康推進課
78	生きがいセミナー開催事業 ※基本2	高齢者に対して、多様な学習機会を提供するとともに、生きがいをもちながら学習活動を通じて修得した知識・技能を活用して積極的な社会参加ができるよう高齢者の資質、教養の向上を図る事業。事業の内容は、各地区の高齢者が運営委員会を組織し、講座開設の企画を行う。	▼講座開設の企画検討の際に、メンタルヘルスに関するチラシ等を配布し、心の健康を意識する機会とする。	教育委員会事務局	中央公民館

重点施策2 生活困窮者への対応

110	市税等の徴収事務	税負担の公平性を保ちながら、市民が等しくサービスを受受するため、自主財源の確保を目的に市税等の滞納を防止する事務。	▼納税相談等を行う中で、対象者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	総務部	税務課
19	市民相談室 ※基本2・3	市民相談員として、市民の相談に応じ問題解決のための適切な助言又は関係機関への紹介をする。また、法律、登記、社会保険、税務、人権、行政などの専門的な知識を必要とする相談には、有資格者を特別相談員に依頼し、毎月特別相談日を設け、市民からの相談に対応する。	▼経済的な問題に対し、専門的支援を行うとともに、対象者が抱える他の様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	市民環境課
36	大船渡市社会福祉協議会運営補助金事業 ※基本2 重点5	地域福祉ネットワーク事業やボランティア活動センターの運営など、社会福祉協議会で運営する業務を統括する。また、ボランティアの育成や各種団体の研修等を実施できるよう、総合福祉センター(盛町)の施設管理をする。	▼「要援護世帯への資金貸付」「生活福祉資金の貸付制度」の利用の際などに、利用者の抱える様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	地域福祉課

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
37	福祉灯油事業 ※基本2	県が実施する被災地福祉灯油等特別助成事業費補助金を活用し、「特例福祉灯油助成事業」として、低所得者世帯に助成券(地域商品券)を交付。	▼低所得者世帯に灯油の購入への助成券(地域商品券)を交付し、経済的援助を行うとともに、申請者の抱える様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	地域福祉課
91	生活保護実施事業 ※基本3	生活に困窮する市民に対し、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を送るために扶助費(生活費、住居費、医療費、介護費、教育費など)を負担するとともに、その自立の助長を図る事業。	▼生活困窮者の扶助費を負担することで、生きる支援(自殺対策)を行う。 ▼経済問題だけでなく、抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	地域福祉課
48	小災害見舞金支給事務 ※基本2・3	災害救助法の適用されない小災害や自然災害等により罹災した世帯に対して見舞金を支給し、失意にある者を励ますとともに、罹災者の復興の一助とする。	▼罹災した世帯に見舞金を支給することで、支援を行う。 ▼対象者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	地域福祉課
111	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援の体制を構築する。	▼生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施する。	生活福祉部	地域福祉課
112	母子家庭自立支援給付金事務	母子家庭の母又は父子家庭の父の経済的な自立を支援するため、自立支援教育訓練給付金を支給する。また、市が指定する資格(看護師、介護福祉士、保育士等)を取得するための教育訓練を受けた場合に高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給する。	▼申請受付業務の際に、市民が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼申請窓口相談先一覧等を配置し、相談先情報等の周知の機会とする。	生活福祉部	子ども課
113	保育料の徴収事務	世帯の前年分または前々年分の税額によって、保育料、延長保育料及び一時保育料を徴収する。	▼集金業務や収納業務の際に、対象者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	子ども課
114	市営住宅管理事業	市営住宅の管理者として、市営住宅の運営に必要な事務を行う。	▼市営住宅の管理者として、住宅使用料の納付などに関する入居者の相談を受け、対象者が抱える様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	都市整備部	住宅公園課
115	受益者負担金収納事務	公共下水道が使用可能となった区域の受益者に下水道事業費の一部を負担してもらうための賦課徴収事務。	▼集金業務や収納業務の際に、対象者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	都市整備部	下水道事業所
116	加入負担金収納事務	加入負担金申告書收受、賦課、決定通知書及び納付書の送付、収納作業、一括納付の確認、報奨金の交付、減免・徴収猶予事務、滞納整理。		都市整備部	下水道事業所
117	簡易水道料金収納事務	簡易水道使用者に対し、毎月の検針結果を基に、使用水量に応じた料金の調定及び徴収する。		都市整備部	簡易水道事業所

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
118	上水道開閉栓、検針、収納事務	水道の使用開始、中止等に伴う開閉栓、水道使用量の検針及び徴収を含む料金の収納を行う。	▼収納業務の際に、対象者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じ適切な支援先につなぐ。	水道事業所	水道事業所
119	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対して、市が就学に必要な経費(学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、医療費、学校給食費、通学費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費)の援助を行う。	▼経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、義務教育を受ける機会を保障する。	教育委員会事務局	学校教育課
120	特別支援教育就学奨励費援助事業	小中学校の特別支援学級への就学の特殊事情に鑑み、特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のための必要な経費(学用品等購入費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、通学に要する交通費)の援助を行う。	▼特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のための必要な経費について補助し、就学の機会を保障する。	教育委員会事務局	学校教育課
121	学校給食費の徴収事務	学校給食費の徴収事務。	▼集金業務や収納業務の際に、対象者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じ適切な支援先につなぐ。	教育委員会事務局	北部給食センター

重点施策3 働き盛り世代への対策

122	職員健康管理事業	健康診断等を実施し、疾病等の早期発見と予防、健康への意識の高揚を図り、職員の健康の保持増進と活力ある快適な職場環境を確保する。	▼職員衛生委員会の開催や職員への情報提供を通じて、自殺リスクの軽減を図る。	総務部	総務課
71	ジョブカフェ気仙支援事業 ※基本2・6 重点4	県、気仙2市1町、商工会議所等が共同で設置した就職支援センターである「ジョブカフェ気仙」に従事する職員を配置し、運営支援を行う。	▼ジョブカフェでの相談業務の際に、相談者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼窓口相談先一覧等を配置し、相談先情報等の周知の機会とする。	商工港湾部	商工課
123	教職員健康診断事業	各市立小中学校教職員の各種健康診断(定期健康診断、胃がん検診、ストレスチェック)を実施する。	▼教職員の健康の保持増進への取り組みを行い、自殺リスクの軽減を図る。	教育委員会事務局	学校教育課

重点施策4 子ども、若者への対策

124	地域子育て支援センター事業	子育て中の親の孤独感や不安感の解消のため、子育て親子の交流の促進と、子育てに関する各種相談や援助、また、地域の子育てに関する情報発信を行う子育て支援拠点として、地域子育て支援拠点事業を実施。	▼地域に親子の交流や相談の場を設け、孤立した子育てを予防する。 ▼相談や交流の際に、利用者の様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	子ども課
-----	---------------	---	---	-------	------

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
	大船渡市少年センター運営事業 ※基本2	福祉事務所に少年センターを設置し、専従の専任少年補導委員と、市内の防犯協会等から推薦されて委嘱している少年補導委員が、市内を巡回してパトロールと青少年の補導を行う。センターでは、電話や面談による相談を行う。	▼巡回や相談を行う中で、様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	子ども課
	家庭児童相談員事業 ※基本3	18歳未満の児童を対象とし、複雑な家庭事情を抱える多種多様な問題に対し、児童相談所など関係機関と連携しながら、問題の解決を図る。	▼相談の対象である児童及びその保護者等で、自殺のリスクを抱えた方を把握し、支援へとつなげる接点になり得る。	生活福祉部	子ども課
	結婚支援事業	大船渡市結婚相談・支援センターを設置し、結婚支援活動の企画及びコーディネート、結婚相談及びマッチング、各種情報発信を行い、結婚を希望する人が結婚できる社会の実現に向け取り組む。	▼結婚相談において、利用者が抱える様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	子ども課
	妊婦健康管理事業 ※基本2・3	妊娠の届出をした者に対し、母子健康手帳、妊婦一般健康診査受診票14枚及び子宮頸がん検診受診票1枚を交付。また、妊娠・出産・育児に関して正しい知識を普及するため、年7回パパママ教室を開催している。健康保険が適用されない特定不妊治療を受けている夫婦に対し、県で助成された方へ市の上乗せ助成事業を開始し、妊娠へ結びつくよう経済的負担軽減の支援をしている。「男性不妊治療」についても、新たに助成の対象とする。	▼妊産婦やそのパートナーのメンタル面への支援を行う。 ▼妊産婦やそのパートナー、不妊治療中の方の様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	健康推進課
	乳幼児歯科保健事業 ※基本2	乳幼児の保育者に歯科保健の重要性を啓蒙し、日常生活の中で口腔衛生を保つために必要な知識の習得を目的に実施している。	▼歯の健康は生活状況を把握する重要な指標であり、保健事業実施の際に、様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	健康推進課
	乳幼児健康診査事業 ※基本2	乳幼児の異常の早期発見と健康の保持増進を図るため実施。乳児期の健診は、委託医療機関での個別健康診査(1か月児・4か月児・10か月児健康診査)を無料で実施している。1歳6か月児・3歳児健康診査は、保健介護センターを会場に毎月各1回集団健康診査を行っている。	▼健診では、子どもや保護者の心身の不調や育児不安等を含め、様々な問題に気づく視点を持って関わり、必要に応じて相談を受け、適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	健康推進課
	母子保健事業 ※基本2・3	母性、乳児、幼児の健康保持と増進のため行われる事業。(母子健康手帳の交付、母子保健指導、新生児・乳児・未熟児・妊産婦の訪問指導、妊産婦メンタルヘルスケア、養育医療)	▼妊娠・出産、その後の育児期までの支援において、様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼相談に来ることを待つだけでなく、支援者側から働きかけを行うことで、問題を抱えながらも支援につながっていない家庭を把握し、適切な支援につなぐ。	生活福祉部	健康推進課

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
71	ジョブカフェ気仙 支援事業 ※基本2・6 重点3	県、気仙2市1町、商工会議所等が共同で設置した就職支援センターである「ジョブカフェ気仙」に従事する職員を配置し、運営支援を行う。	▼ジョブカフェでの相談業務の際に、相談者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼窓口で相談先一覧等を配置し、相談先情報等の周知の機会とする。	商工港湾部	商工課
75	生涯学習実践事業 ※基本2	地域全体で子どもたちの健全育成を図る教育振興運動の普及、啓発のため関係者研修会の開催、また、実践区の事業に対し補助金を交付する。	▼教育振興運動や関係者研修会等の際に、子どものメンタルヘルスに関する内容を取り上げ、意識向上を図る。 ▼研修会場内等に自殺予防に関するポスターやチラシを置き、自殺予防を普及する。	教育委員会事務局	生涯学習課
126	成人式の開催事業	成人の門出を祝い飛躍を祈念するとともに、成人としての自覚を啓発するため、新成人による実行委員会を組織し、成人式を開催する。	▼メンタルヘルスにかかわる健康情報の入ったチラシやパンフレットを配布し、自身や周囲の人の健康を意識してもらう。	教育委員会事務局	生涯学習課
76	学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業 ※基本2	スクールガード配置事業、学校支援地域本部事業、事業評価検証委員会の開催。希望する市内各小中学校にスクールガード、地域コーディネーターを配置し、登下校時の児童生徒の安全確保と、地域ボランティアによる学校支援活動を行う。主な業務は、スクールガード、地域コーディネーターの配置、活動実績報告の受付と謝金の支払、配置校との連絡調整。事業評価のための検証委員会を開催。	▼市内各小中学校のスクールガード、地域コーディネーター等が児童・生徒・保護者と接するときに、対象者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じ、学校等と連携しながら、適切な支援先につなぐ。	教育委員会事務局	生涯学習課
83	青少年体験学習事業 ※基本2	小中学生を対象に学校や家庭では得難い体験活動の機会を提供する。年2回程度の事業を行う。	▼子どもを含めて、体験学習へ参加できる場を提供し、学校や家庭での子どもの孤立化を予防する。	教育委員会事務局	中央公民館
127	就学指導個別検査実施事業	小学校就学前に、保育所及び幼稚園において行う一般的な適性検査結果をもとに、問題をかかえている子どもを対象に、就学指導専門委員が保育所及び幼稚園、小中学校を訪問して専門検査を実施するものである。	▼子どもや保護者の抱える問題に気づく視点を持ち、必要に応じ、適切な教育・支援先につなぐ。	教育委員会事務局	学校教育課
97	教育相談員配置事業 ※基本3	学校と家庭との連携を図りながら、不登校をはじめ問題行動のある児童生徒に対し、専門的な立場から指導助言を行う事業。	▼児童生徒や保護者に相談できる場を提供する。 ▼児童生徒や保護者の抱える様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼教育相談員にいのちにかかわる研修を行い、意識の向上を図る。	教育委員会事務局	学校教育課
85	幼児ことばの教室指導員配置事業 ※基本2	ことばに障がいがある幼児に対し、就学前の早期から、ことばの指導を行う事業。	▼子どもや保護者と接するときに、対象者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	教育委員会事務局	学校教育課

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
98	心の教室相談員配置事業 ※基本3	中学校全校に「心の教室相談員」を配置し、学校をはじめ、日常生活を送るうえで中学生が抱える心の悩みに適切に対処するものである。	▼中学生に心の悩みを相談できる場を提供する。 ▼相談の際に、中学生が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼心の教室相談員の研修会にて、いのちにかかわることを取り入れ、意識の向上を図る。	教育委員会事務局	学校教育課
88	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 ※基本2	小学校児童の登下校時における安全確保をより一層図るため、防犯に関する知識を有する人をスクールガード・リーダーとして委嘱し、市内全小学校の巡回指導と安全管理評価を行う事業。また、「地域で子どもたちを守る」という意識の高揚を図ることを目的として、スクールガード養成講習会を開催する。	▼児童・生徒や保護者と接するときに、抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じ、学校等と連携しながら、適切な支援先につなぐ。	教育委員会事務局	学校教育課
90	緊急スクールカウンセラー等派遣事業 ※基本2・3	東日本大震災により災害救助法が適用された地域等において、被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー(に準じる者)を小中学校等へ派遣するなど、安心して学校生活を送ることができるよう教育相談体制を整備するもの。	▼心のケアが必要な児童生徒に対し、小中学校等へスクールカウンセラー(に準じる者)を派遣し、安心して学校生活が送れるように支援する。 ▼子どもや保護者と接するときに、対象者が抱えている様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぎ、教職員・保護者等への助言等を行う。	教育委員会事務局	学校教育課

重点施策5 被災者への対策

2	自殺対策緊急強化事業 ※基本1・2・3・4・5	岩手県の自殺率が全国で上位にあることから、パンフレットや健康づくり教室等で普及啓発活動を行い、自殺の予防を図る。	▼悲嘆やうつリスクを抱える被災者に向けての支援を行い、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	地域福祉課
35	福祉推進員の委嘱事業 ※基本2	民生委員・児童委員を福祉推進員として市長が委嘱し、それぞれの担当地区において福祉思想の啓発を図る。	▼様々な活動により、市民の抱える様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	地域福祉課
36	大船渡市社会福祉協議会運営補助金事業 ※基本2 重点2	地域福祉ネットワーク事業やボランティア活動センターの運営など、社会福祉協議会で運営する業務を統括する。また、ボランティアの育成や各種団体の研修等を実施できるよう、総合福祉センター(盛町)の施設管理をする。	▼様々な活動により、市民の抱える様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	地域福祉課

	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容(案)	担当部	担当課
128	被災者心の健康づくり事業	東日本大震災による被災者が、地域において安心して生活できるよう住民組織の強化や、住民同士の交流機会の提供、相談体制の強化を図る。	▼住民組織の強化や住民同士の交流の機会をつくることで孤立防止を図り、相談体制を強化し、被災者が抱える様々な問題に気づき適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	地域福祉課
129	被災者住宅再建支援事業	東日本大震災により住宅を失った人に対し、住宅再建を支援するため、補助金を交付する。	▼被災者の住宅再建を支援するために補助金交付を行い、相談を受ける中で、対象者が抱える様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	地域福祉課
130	災害援護資金貸付	東日本大震災により住居や家屋に被害を受けたり、世帯主が重傷を負った場合、一定の所得以下の世帯に対し、一定の限度額の範囲内で無利子又は低利子で貸付ける。	▼被災者の生活及び住宅の再建を支援するために資金の貸付を行い、相談を受ける中で、対象者が抱える様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	地域福祉課
95	東日本大震災津波被災地健康支援事業 ※基本3	応急仮設住宅等に居住する被災者の健康増進を図るため、保健師、看護師等の専門職を公募し、臨時に雇用することにより、必要な支援と要支援者を把握し継続支援を行う。	▼被災者の状況に応じた支援や心のケアを行う。 ▼相談を通じて様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	健康推進課
96	被災者健康づくりサポート事業 ※基本3	長期にわたり応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている被災者及び災害公営住宅入居者を対象として、健康状態の把握や二次的健康被害を予防するため、保健指導、調理実習や栄養指導等の健康づくり事業を行うことにより、健康状態の悪化予防や健康不安の解消と住民同士の交流促進を図る。	▼被災者の状況に応じて健康づくりに関する心身両面のケアを行う。相談を通じて様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	生活福祉部	健康推進課
131	東日本大震災生活再建住宅支援事業	東日本大震災により住宅や宅地に被害を受けた人に対し、生活再建を支援するため、補助金を交付する。	▼被災者の住宅再建を支援するために補助金を交付し、相談を受ける中で、対象者が抱える様々な問題に気づく視点を持ち、必要に応じて適切な支援先へとつなぐ。	都市整備部	住宅公園課
82	地域再生支援文化活動事業 ※基本2	東日本大震災によりコミュニティの再編等が進む中で、地域住民相互のコミュニケーション促進と生きがいがづくりの一助とするため、生活に役立つ知識や文化・教養に関する多様な学習機会を提供し、住民の復興意欲の醸成を図る事業。	▼生活に役立つ知識や文化・教養に関する多様な学習機会を提供することで、孤立防止や生きがいがづくりにつながる。	教育委員会事務局	中央公民館